

ビーチハンドボール委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）ビーチハンドボール委員会（以下「本委員会」という）の運営について定める。本委員会は、ビーチハンドボールの普及、発展、強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するために、理事会が決定した方針に基づき、ビーチハンドボールに関する以下の事業を行う。

- ① ビーチハンドボールの普及、発展、強化
- ② 大会の運営
- ③ 国内・国外の情報の入手
- ④ 用具の調達等
- ⑤ 競技環境・競技規則等の整備
- ⑥ その他ビーチハンドボールに関する事業

(委員)

第3条 本委員会の委員は、20名程度とし、自薦、他薦による候補から本協会理事会の承認をもって選任される。

- 2 委員の任期は、本協会役員の任期と同一とする。
- 3 委員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(構成)

第4条 本委員会の構成は、以下に定めることを原則とする。

- ① 委員長1名
- ② 副委員長3名以内
- ③ 9ブロック代表者
- ④ その他本委員会の目的に寄与する者

(委員長、副委員長)

第5条 委員長は理事会にて選任される。

- 2 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。
- 3 副委員長は委員会の互選とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 会議は委員長により適宜招集される。
- 2 会議での議長は、委員長がこれにあたる。
 - 3 緊急を要する案件は、電子文書等により委員会に付議し、決定することができる。
ただし、その場合には、次の委員会で委員長が報告しなければならない。
 - 4 会議の決議は、委員の過半数が出席し（委任状を含む）、出席した委員の過半数をもって議決する。

(改廃)

- 第7条 本規程の改廃は、本協会の理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は、2024年6月1日から施行する。